



月刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.4.16 No. 4769

—— 動労千葉結成から二〇年目に突入 ——

1047名の解決に全力を 強制配転の解決に全力を

第3回 支部代表者会議 を開催 (4月14日)

動労千葉は、四月一四日、一八時から、第三回支部代表者会議を開催し、九八春闘の中間総括を行なうとともに、労働法政改悪—有事立法制定阻止、最大の正念場に入った国鉄闘争勝利に向けた当面する取り組みを確認した。

延べ千名の組合員の総決起実現

動労千葉は、今年の春闘を、「春闘元年」と位置付け、大失業時代における新たな労働運動のうねりを創り出す重要な闘いであると位置付けるとともに、昨年の第二五回定期大会で「最重要の課題」として取り組みを強化してきた強制配転者の原職復帰—運転資格保有者の即時登用の闘いを今春闘と結合し、さらに貨物格差粉砕を掲げて二波にわたるストライキを闘いぬいた。

この二波のストライキの過程では、スト体制構築のオルグ活動、スト当日の千葉支社抗議行動、総決起集会への参加など、延べ一〇〇〇名の組合員の総決起—総行動かちとるなど、まさに、国鉄闘争の決戦局面への突入にふさわしい団結の強化を実現したと言える。

しかも、この闘いをおして、強制配転問題と運転保安問題が一体のものであり、これらを攻防の焦点におしあげた。とくに、強制配転者の原職復帰の問

題では、署名活動をはじめとした職場での闘いや二波のストを闘うことをとおして、原職復帰に向けた土台をつくることのできたと総括することができた。また、運転保安問題が社会問題として取り上げられている中で、こうした事態がJRとJR総連革マルの結託体制によって生み出されていることを明確にしたという意味でも決定的に重要な闘いであった。

決戦局面に突入した国鉄闘争

一〇四七名をめぐる闘いが決戦局面に突入した。東京地裁で争われている国労の北海道・九州(民事十一部)本州(民事十九部)での不採用をめぐる行政訴訟は、民事十一部が五月二八日に判決期日を指定し、民事十九部も六月冒頭に判決期日を指定すると言われている。また、二月二〇日には、旧国鉄債務のJR負担を含む処理法案が、JRの反対を押し切つて閣議決定された。こうした動きは、JRを和解交渉に引き出し、国鉄闘争を一気に解体使用という橋本内閣の意志として行なわれていることは明らかだ。そのために「判決」を定めて本格的に動き出したということだ。こうした動きは、分割・民営化以降十一年間の闘いが完全に敵を追い詰めているがゆえの反

動であることをはっきりと確認し、一〇四七名全員の原職復帰の原則を堅持して、勝利に向けてさらに闘いを強化しよう。

四月〜五月連続闘争に起とう

取り組むべき課題

一 強制配転粉砕の取り組み
「運転士登用差別事件」について、中労委命令の早期獲得に向け、職場内での個人署名及び県内労組の団体署名の取り組みを行う。

二 反合・運転保安確立の取り組みについて
大月駅事故問題や中央線問題など、運転保安の危機的状況について今後とも追及することから、

(1) ダイヤ改後の仕業別実態調査
(2) 運転保安に関する実態調査を実施する。

三 一〇四七名の解雇撤回闘争について
五月二八日の東京地裁民事十一部判決から六月二六日のJR東日本の株主総会の過程が決定的に重要になってくることから、九八年夏季物販運動を全力で取り組むこととする。

※四月二三日 一八時〜
全支部物販担当者会議

四 労働法制・有事立法・組対法をめぐる闘いについて
(1) 国会攻防をめぐる四〜五月の連続闘争について
① 組対法反対大集会
四月一八日 一三時から
社会文化会館
② 戦争協力を許さない集会
四月二四日 一八時から

日比谷野音
③ 労働法制改悪阻止集会
四月二六日 一三時から
神田パンセ

※動労千葉呼び掛け
④ 新ガイドライン—有事立法阻止全国総決起集会
五月二四日 一三時から
芝公園

(2) 一〇〇万人署名運動について
一〇〇万人署名については引き続き取り組みを継続し、五月中旬を第二次集約とする。

(3) 沖縄現地闘争派遣団の募集について
普天間基地包囲闘争などへの参加も含め、各支部代表派遣団を募集する。

派遣期間 五月一六日〜一八日
募集締切 四月二四日厳守

五 第三九回定期委員会の開催
とき 六月二九日(月)
一三時〜
ところ 千葉市民会館

六 その他
(1) 動労総連合中央委員会
四月二一日 一三時〜
(2) ボウリング大会
四月二五日 一二時〜



新たな10万人合理化粉砕!! 労働運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!